



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 10 月 15 日（木曜日） 第 754 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○指定障害福祉サービス事業者の指定（3 件）…（障がい福祉課） 1	
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ “ ” ） 2	
○公金の支出に関する事務の委託……………（観光推進課） 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 2	
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課） 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 718号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510301171	One Piece	延岡市大貫町 1 丁目 3015 番地 1	有限会社パルアンドペア	延岡市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号	令和 8 年 10 月 1 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 719号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510600887	生活介護事業所 ふう	日向市鶴町 2 丁目 2 番 8 号	合同会社まある	日向市大字富高 6408 番地 97	令和 8 年 10 月 1 日	生活介護

宮崎県告示第 720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4522050576	シェアハウス L U M I N A	児湯郡高鍋町大字南高鍋7114番地 1	合同会社 j o y	宮崎市佐土原町下田島9383番地 1	令和 8 年 10 月 5 日	共同生活援助

宮崎県告示第 721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510301098	～優しさと笑顔あふれるサロン～ G i f t 生活介護	延岡市大貫 1 丁目 3015－1	有限会社バルアンドベア	延岡市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号	令和 8 年 9 月 30 日	生活介護

宮崎県告示第 722号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項の規定により、公金の支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名称	住所
ひなた N A 共同企業体	宮崎県宮崎市高千穂通 1 丁目 6－35 オーシャン高千穂通り 3 F

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
九州ふっこう応援割事業
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 9 月 15 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 9 月 15 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 9 月 15 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

宮崎県告示第 723号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 8 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 平原－新①地区

(1) 区域の表示

西都市大字穂北の区域内の土地のうち、次の 1 点から 37 点ま

でを順次結んだ線及び 1 点と 37 点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯32度09分21秒3545 東経 131度23分53秒8053
2	北緯32度09分22秒1468 東経 131度23分54秒2988
3	北緯32度09分22秒6170 東経 131度23分55秒1878
4	北緯32度09分22秒6059 東経 131度23分55秒3113
5	北緯32度09分22秒4276 東経 131度23分55秒5124
6	北緯32度09分22秒2853 東経 131度23分56秒1468
7	北緯32度09分21秒9767 東経 131度23分56秒2035
8	北緯32度09分21秒8114 東経 131度23分56秒1702
9	北緯32度09分21秒3498 東経 131度23分56秒6653
10	北緯32度09分20秒8465 東経 131度23分57秒2609
11	北緯32度09分20秒5304 東経 131度23分57秒6649
12	北緯32度09分20秒1646 東経 131度23分57秒8156
13	北緯32度09分19秒8095 東経 131度23分58秒4944
14	北緯32度09分19秒5137

	東経 131度23分58秒6171
15	北緯32度09分19秒2888 東経 131度23分58秒7381
16	北緯32度09分19秒1068 東経 131度23分58秒8796
17	北緯32度09分18秒8685 東経 131度23分59秒1217
18	北緯32度09分18秒8336 東経 131度23分59秒3084
19	北緯32度09分18秒6889 東経 131度23分59秒6952
20	北緯32度09分18秒5733 東経 131度23分59秒8986
21	北緯32度09分18秒6031 東経 131度23分59秒9788
22	北緯32度09分17秒4653 東経 131度24分00秒7207
23	北緯32度09分17秒2276 東経 131度24分00秒1692
24	北緯32度09分17秒6561 東経 131度23分58秒8745
25	北緯32度09分17秒9374 東経 131度23分58秒0988
26	北緯32度09分18秒1550 東経 131度23分57秒7564
27	北緯32度09分18秒3051 東経 131度23分57秒4118
28	北緯32度09分18秒6389 東経 131度23分57秒4667
29	北緯32度09分18秒7224 東経 131度23分56秒7455
30	北緯32度09分18秒9817 東経 131度23分56秒5156
31	北緯32度09分19秒2079 東経 131度23分56秒4990
32	北緯32度09分20秒1830 東経 131度23分55秒2043
33	北緯32度09分20秒2866 東経 131度23分55秒0667
34	北緯32度09分20秒6059 東経 131度23分54秒4013
35	北緯32度09分20秒7166 東経 131度23分54秒4176
36	北緯32度09分21秒0201 東経 131度23分54秒1193
37	北緯32度09分21秒3144 東経 131度23分53秒9307

宮崎県告示第 724号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 8 年10月15日

1 届出者の名称

株式会社建築構造センター

2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
岡山事務所	岡山県岡山市北区磨屋町 3 番10号

3 変更年月日

令和 8 年11月 2 日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 8 年10月 5 日現在次のとおりである。

令和 8 年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 17, 220 人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 207, 620 人

宮崎県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 8 年10月 5 日現在次のとおりである。

令和 8 年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

西臼杵郡選挙区 4, 845 人

--	--